

6-2
178

学士に関する省令(案)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十三條第二項の規定に基き、学士に関する省令を次のように定める。

昭和 年 月 日

文部大臣 岡野清豪

学士に関する省令

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十三條第二項の規定する学士の種類は、次の通りとする。

- 法学士
- 政治学士
- 経済学士
- 商学士
- 経営学士
- 文学士
- 教育学士
- 社会学士
- 神学士
- 理学士

- 工学士
- 商船学士
- 農学士
- 獣医学士
- 水産学士
- 医学士
- 歯学士
- 薬学士
- 家政学士
- 芸術学士
- 体育学士
- 社会科学士

第二条 大学(短期大学を除く、以下同じ)は、左表の下欄に掲げる学部学科を卒業した者に対し、その履修した課程に応じ、同表上欄に掲げる学士の称号を(用いさせる)に付与する。ことかまざる。

学士の種類別	学部	学科
法学士	法学部	法学部各学科及び法文学部、法経学部、法政学部、法商学部、法学関係学科

春山	134
----	-----

政治学士	政治学部各学科及び政経学部、法政学部、文政学部、政治経済学部の政治学関係学科
経済学士	経済学部各学科及び文経学部、法経学部、政経学部、商経学部、政治経済学部の経済学関係学科
商学学士	商学部各学科及び商経学部、文商学部、法商学部の商学関係学科
圣学学士	圣学部各学科
文学士	文学部、外国語学部、英文学部、佛教学部各学科及び文教育学部、法文学部、文政学部、文経学部、文商学部の文学部及び人文学部、教養学部、文理学部、教育学部、学芸学部各学科の文学関係学科又は人文学部各学科
教育学士	教育学部各学科及び教員養成を目的とする学芸学部各学科並びに文教育学部各学科
社会学士	社会学部各学科
神学士	神学部各学科
理学士	理学部各学科及び理家政学部、理工学部の理学部並びに教養学部、文理学部、教育学部、学芸学部の理学関係学科又は自然科学課程
工学士	工学部、電気通信学部、鉱山学部、工芸学部各学科及び理工学部、繊維学部各学科の工学関係学科
商船学士	商船学部各学科
農学士	農学部、園芸学部、畜産学部の各学科及び繊維学部、獣医畜産学部、獣医医学部、水産学部の農学又は畜産学関係学科
獣医学士	獣医学部各学科及び獣医畜産学部の獣医学科
水産学士	水産学部各学科及び水産学部の水産学科
医学士	医学部各学科
歯学士	歯学部各学科
薬学士	薬学部各学科及び医学部薬学科
家政学士	家政学部各学科及び理家政学部、文家政学部、学芸学部の家政学関係学科
芸術学士	芸術学部、美術学部、音楽学部の各学科及び教育学部芸術学科
体育学士	体育学部各学科
社会科学士	人文学部、教養学部、文理学部、教育学部、学芸学部の社会科学関係学科又は社会科学課程

第三條 大学は、前條の表により、大学において用いさせようとする^{（附）}学士の称号を決定するときは、文部大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

左に掲げる場合には、大学において文部大臣に申請し、その承認を受け、第一條及び第二條の規定により行ふことのできる。

一 当該大学の学部学科を卒業した者に対し、第二條の表により行ひて同表上欄のある^{（附）}学士の称号を^{（附）}用いせよとする^{（附）}場合

二 当該大学の学部学科を卒業した者に対し、第一條に掲げる^{（附）}学士の称号以外の^{（附）}学士の称号を^{（附）}用いせよとする^{（附）}こと^{（附）}が適当と認められる場合

前項の申請をする場合には、^{（附）}用いせよとする^{（附）}学士の名称と当該学部学科との関係その他必要な資料を提出するものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

